

第45号議案

学習者用端末購入の件

下記のとおり学習者用端末を購入することについて、加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年加東市条例第46号）第3条の規定により、議決を求める。

令和8年6月1日提出

加東市長 岩 根 正

記

- 1 購入する財産 学習者用端末 1, 250台
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 購入予定金額 金68, 475, 000円
- 4 契約の相手方 兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号
エクシオグループ株式会社 兵庫総合技術センタ内
日本電通株式会社神戸支店
支店長
- 5 支出予算科目 令和8年度加東市一般会計予算
(款) 教育費
(項) 小学校費
(目) 教育振興費

第45号議案 説明資料1

- 1 購入目的 令和2年度に導入した学習者用端末を更新するため。
- 2 納入場所 加東市木梨1134番地62（社学園小学校）ほか3校
- 3 納入期限 令和8年8月31日
- 4 契約内容 学習者用端末1,250台の購入
(詳細は説明資料2の仕様書のとおり)

5 随意契約の理由

国の補助金を活用して学習者用端末を更新するには、兵庫県の共同調達により端末を購入することが条件となり、令和7年12月に兵庫県教育の情報化推進協議会が実施した公立学校情報機器整備事業に係る令和8年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務（Chromebook コンバーチブル型）公募型プロポーザルによる事業者選定により契約の相手方が決定されたことから、契約の性質が競争入札に適さないものであり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に該当するため随意契約とする。

6 プロポーザル審査の経過

参加資格審査申請受付期間	令和7年10月31日から令和7年11月21日まで
プロポーザル審査年月日	令和7年12月19日
プロポーザル審査場所	兵庫県教育委員会

7 プロポーザル審査結果

別紙のとおり

公立学校情報機器整備事業に係る令和8年度兵庫県公立学校における学習者用
 コンピューター式調達業務（Chromebook コンバーチブル型）公募型プロポーザ
 ル審査結果について

兵庫県教育の情報化推進協議会

1 事業名

公立学校情報機器整備事業に係る令和8年度兵庫県公立学校における学習者
 用コンピューター式調達業務（Chromebook コンバーチブル型）

2 受注先候補者 日本電通株式会社

3 審査結果 下表のとおり

評価項目	点数	日本電通	A社	B社	C社
1 基本的事項・考え方（技術点）	20点	18.2	15.8	17.0	18.2
2 提示品の内容（技術点）	45点	40.0	34.3	37.8	39.3
3 構築・搬入設置（技術点）	70点	56.3	49.7	52.0	54.5
4 経済性（価格点）	50点	45.0	45.0	50.0	44.0
5 追加提案（加点）	15点	12.5	9.8	13.2	11.5
総合評価点	200点	172.0	154.7	170.0	167.5

令和 8 年度 加東市立小中学校学習者用端末購入
仕様書

加東市

令和8年度 加東市立小中学校学習者用端末購入 仕様書

1：全般共通事項

購入金額及び端末の仕様については、兵庫県の公立学校情報機器整備事業に係る令和8年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式（Chromebook コンバーチブル型）の共同調達（以下「共同調達」という。）に係る覚書に基づき、別紙の共同調達の仕様書、プロポーザルでの提案内容及びそれに基づいて積算した物品の総額とする。

その他詳細については、本仕様書によるものとする。

1-1 適用範囲

本仕様書は、設計書に適用し、購入端末・納品作業の範囲等を定めるものである。受注者は共同調達での提案内容及び本仕様書に準拠して納品するものとする。

その他、加東市の指示に従い、入念かつ完全に納品するものとする。

1-2 疑義

本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、加東市と受注者の協議によりその解決を図るものとする。

2：購入内容

2-1 端末

学習者用端末 1,250 台

3：納品作業

3-1 納品期限

令和8年8月31日（月）までとする。

3-2 納品場所・納品台数

学 校 名	所 在 地	納 品 台 数
社学園小学校	加東市木梨 1134 番地 62	562 台
滝野東小学校	加東市新町 88 番地	353 台
滝野南小学校	加東市高岡 949 番地	70 台
東条学園小中学校（前期課程）	加東市天神 56 番地	265 台

なお、納品時の詳細については別途調整を行う。

4:検査

納品時、加東市は立会検査を実施する。検査に伴う費用は受注者による負担とする。なお、立会検査の詳細については、別途指示する。

5:その他

本契約は加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により市議会の議決案件であるため、物品購入契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項に規定する本契約となる。

公立学校情報機器整備事業に係る
令和8年度兵庫県公立学校における
学習者用コンピューター式調達業務
仕様書
(Chromebook コンバーチブル型)

兵庫県教育の情報化推進協議会

I 概要説明

I 概要

(1) 調達目的

義務教育段階における 1 人 1 台端末(学習者用コンピュータ)等を、耐用年数経過による劣化等に伴い、令和 6 年度より 5 年間で兵庫県及び全市町組合(全児童生徒)の更新整備を行う。

※令和 8 年度更新台数等は項(4)、(6)のとおり

(2) 調達方法

企画提案競技(プロポーザル)とし、本仕様にある前提条件と各要件に対する提案書、プレゼンテーション、価格により充足度合いを総合的に評価する。

決定後は自治体ごとに契約を結び、その支払いについては、「購入」または、「リース」で行うものとし、リース期間は、5 年間とする。なお、保守については故意故障、自然故障も含むものとし、保守範囲外のものについては提示すること。

プロポーザル参加者は、「購入」及び「リース」それぞれの価格が明確に分かるように提案書に盛り込むこと。※リースについては、リース契約に加えて、「保守込みリース」での保守料、リース料を記載すること。

(3) 調達範囲

端末(学習者用コンピュータ)、付属品(キーボード・タッチペン)、端末管理機能(MDM)、初期設定作業、各学校への配送が基本調達品となる。

基本調達品については、全てを調達し、公立学校情報機器整備事業費補助金¥55,000(税込)を超えないよう提案すること。

また、応用調達品については、指定の品目の価格(見積)を提示すること。

本業務における調達範囲

区分	項目	調達対象について	
		調達範囲	特記事項(調達範囲に含まない場合の扱い等)
機器等	端末 (学習者用コンピュータ)	基本調達品	仕様書に示すスペック以上のもの
	付属品	基本調達品	キーボード
		基本調達品	タッチペン USI 規格対応及びパームリジェクション機能など操作性向上に寄与するタッチペンであることが好ましい ※ただし各自治体が別途調達の場合は対象外
		基本調達品	AC アダプタ

		応用調達品	保護フィルム
	端末管理機能(MDM)	基本調達品	※ただし各自治体が別途調達の場合は対象外
ソフトウェア	Web フィルタリング	応用調達品	
	ソフトウェア	応用調達品	学習支援ツール等各自治体にとって有益な追加提案がある場合は提案すること。
保証	保証サービス	応用調達品	他のサービスとの組み合わせによって、基本調達品として対応可能とすること。 例:MDM ライセンスを既に保有している場合、保証サービスを基本調達品とするなど。
構築・業務等	初期設定作業	基本調達品	
	各学校への配送	基本調達品	
	保管庫までの納入	応用調達品	
	回収した端末のデータ消去	応用調達品	
	データ消去証明書の発行	応用調達品	

- ※ 提案書の書式は自由。単価・ボリューム価格など、販売形態に応じた提案書及び見積書の作成を行うこと。
その他の事業者独自の提案については、基本調達品内か、応用調達品かを明確に区分して記載すること。
- ※ 基本調達品において CPU・ストレージ・タッチペン等、仕様書 p5 の 2 に示す「スペック要件」以上の提案や応用調達品の一部を基本調達品の中を含む等、各自治体にとって有益な追加提案を含む場合は加点する。
- ※ 応用調達品については一覧表を提案資料として示すこと。
- ※ 上記の品がすべて採用されるものではない。台数により価格が変わる場合は、それに応じた価格の提示も提案資料に含む。
- ※ 提案する機種のア C アダプタ、タッチペンの追加購入時の単価を記載すること。
※それぞれの項目について、(様式 8) 関係書類に提供価格(見積)等を記載すること。
※調達台数一覧等及び各自治体の納期については別表のとおりとする。

(4) 納品時期/台数/支払区分 別表のとおり

(5) 構築概要

自治体ごとのネットワーク環境に応じて、以下の作業を行う。

※ただし、各自治体が構築(キッティング)業者を別途希望する場合がある。

- ① 納入機に、地域のルールに従い管理番号を付与、シールの貼付
- ② システムの起動とネットワーク接続の設定
- ③ 標準ソフトウェア・応用調達ソフトウェアのインストール、設定
- ④ 学校への配布作業
- ⑤ MDM との連携設定および端末制御、アプリ配信などの MDM 設定については、各自治体担当者と導入業者で協議し、承認を得た上で設定を実施すること。
※児童・生徒のユーザーアカウントの作成等については要相談
- ⑥ 年次更新マニュアル/接続マニュアル/端末の復旧マニュアルの作成と配布
- ⑦ 障害等が発生した際の対応表の作成と配布
- ⑧ 法令に従い各学校等から旧端末の引き取り廃棄を行うこと。

(6) 基礎データ

① 対象地区(令和7年10月1日現在) ※オプトアウトする自治体は除く

年度	導入地区	整備台数
令和6年度	多可町	524台 (予備機含む)
令和7年度	尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市 西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市 三田市、加西市、養父市、丹波市、朝来市、 淡路市、宍粟市、加東市、たつの市 猪名川町、多可町、市川町、福崎町 神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町 新温泉町、播磨高原広域事務組合、兵庫県	182,704台 (予備機含む)
令和8年度	西宮市、相生市、赤穂市、小野市、加東市 豊岡市、丹波篠山市、淡路市、兵庫県	17,764台 (予備機含む)
令和9年度	加東市、淡路市(予定)	
令和10年度	加東市、淡路市(予定)	

※ 本表は、更新端末のOSによる区分は行っていない。

※ 予備機は全体の15%範囲内で、整備年度及び台数は未定(各自治体の判断)

※ 更新年度を複数年で計画しているオプトアウトする自治体が今後、本調達に参加する場合もある。

② 令和8年度更新自治体学校数 ※オプトアウトする自治体は除く

(ア) 公立小学校	125校
(イ) 公立中学校	43校
(ウ) 義務教育学校	3校
(エ) 公立特別支援学校(小学部・中学部)	3校
(オ) 県立特別支援学校(小学部・中学校)	23校

③ 本事業調達数

本事業で調達する自治体は令和8年度更新自治体が対象となる。

④ 調達総数(5カ年合算)

学習者用コンピュータ数：242,376台予定 (予備機含む)

(7) その他

- ① 物品はすべて新品であり、最新機種であること。
- ② リースの場合、5年間の賃貸借期間が満了した際の物品の取扱は、各自治体との協議による。
- ③ 機器類は、1調達につき同一の品であることを基準とする。
- ④ 機器については1年間のメーカー保証をつけること。

2 スペック要件

(1) Chromebook

項目	要件
OS	Chrome OS
CPU	MediaTek Kompanio 520 同等以上であること
ストレージ	32GB以上であること
メモリ	4GB以上であること
タッチペン	USI規格対応及びパームリジェクション機能など操作性向上に寄与するタッチペンであることが好ましい ※ただし各自治体が別途調達の場合は対象外
画面	11.6インチ以上、ゴリラガラス等の堅牢性の高いタッチパネルを搭載していること
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax以上
形状	コンバーチブル型であること
キーボード	ハードウェアキーボード
カメラ機能	インカメラ：92万画素、アウトカメラ：500万画素以上有していること
音声接続端子	マイクロホン/ヘッドホン・ジャック×1以上有していること
外部接続端子	USB 3.2 Gen1 Type-C (PD対応)×1以上 USB 3.2 Gen1 Type-A×1以上
バッテリー稼働時間	10時間以上
重さ	1.4kg未満
堅牢性	MIL-STD-810H準拠のテストを15項目以上クリアしていること
端末管理機能	以下の設定をネットワークを介して行うための端末管理機能(MDM)を有していること ・ 端末の機能制御設定 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定(強制ロック、強制ワイプなど) (参考品) Google製 Google GIGA License
その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能(必要に応じて利用可能であればよい) 2 OSメーカー(端末のOSと異なるものでもよい)が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること。

3 提案書の要件

- (1) 会社概要
- (2) 企画提案書※提案機器の詳細/アピールポイント/ソフトウェアの提案
- (3) 構築や納入の体制及びスケジュール/構築・運用時のサポート内容(年次更新マニュアルの作成等)
- (4) 機器・ソフトウェア・構築/役務の価格(見積)

II 構築に係る具体的な要件

I 設計業務

(1) MDM 設計

- ・ 各自治体の要求に合わせた MDM 新規構築(または既存 MDM の設定変更)
- ・ 今回調達する端末を既存端末と同様の環境で使えるようにするために、MDM において既存環境から設定変更する必要がある場合は、各自治体及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。設定変更後、各自治体及び既存の運用保守業者への引継ぎを行うこと。

(2) 施工業務

- ① Wi-Fi 及びインターネットの接続確認
- ② 端末の初期設定、キッティング(ホスト名の設定、テプラ貼り付け、アプリインストール確認等)
- ③ 学習 e ポータル(まなびポケット、L-gate、Qubena、実証用 e-ポータル等)の設定
※ 設定作業は基本調達と応用調達で費用が明確に区分できるようにすること
- ④ 各学校までの配送、旧端末の廃棄
- ⑤ 納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄
- ⑥ 管理・運用・アカウントの維持に当たっての実施手順の設計
- ⑦ トラブルに備えた事業継続性の提案
- ⑧ ネットワーク接続(MDM 登録作業)
- ⑨ 施工管理(実施工程表、施工計画書の作成、進捗報告)
- ⑩ 総合運用試験(構築した環境での総合的な運用試験)

※ なお、各学校での作業時間は原則開校日の 8 時 30 分～17 時 00 分とし、納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄等もこの時間内に実施することとする。具体的なスケジュールや手順書を予め提出し、納入予定の各自治体の了解を得ること。

※ 検証端末(ひな型)の作成を実施し、起動・動作確認・無線接続については、各自治体が指定する場所で確認を実施すること。

※ 施工業務の詳細については、各自治体及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。

(3) 保守業務 ※応用提案

① 廃棄端末のデータ消去

廃棄端末のデータ消去を行い、証明書を発行することとし、1 台あたりのデータ消去費用を提示すること。

なお、学校単位、端末台数等でボリュームディスカウントがあり費用が異なる場合はそれも含め提示すること

② ハードウェア保守

ハードウェア保守費を提示するとともに、具体的な保守内容を提示すること。

なお、ハードウェア保守は、センドバック方式も可とするが、修理費用、配送費用、

出張旅費等も含むこと。

③ ハードウェア修繕

学習者用コンピュータで発生頻度が多いと思われる以下の項目についてそれぞれについて費用を提示すること

ヒンジ破損、システムボード交換、カメラ破損、液晶パネル交換、バッテリー交換
なお、送料や検査料が別途必要な場合、それも含めること

また、見積のみで費用が発生する場合はその費用も明記すること

(4) ネットワーク要件

① 設置場所 既設のネットワークに接続することを基本とする。

② アドレス体系

IPv4およびIPv6(ULA)にて、各自治体単位で一意的なIPアドレス設計とする

③ 論理構成

各学校に設置するためのIPアドレス体系の設計については、各自治体の承認を必要とする。機器設置を含めた関係機関との調整及び打合せが必要となるため、打合せ会の出席及び必要な資料の準備を行うこと。

Ⅲ サービス要件

1 サービス要件について

- (1) 運用開始年度については、試行運用向けに操作研修や、本番運用後に各自治体からの集合研修等の参加希望がある場合は、それらの要望に応じること。
- (2) MDMの管理助言を行うこと。
- (3) 納品時、教育委員会・各学校へホスト名・シリアル番号を記載した機器一覧表を提出すること。

2 運用要件

- (1) 本仕様書に何らかの疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項は、兵庫県教育の情報化推進協議会事務局（兵庫県教育委員会教育企画課教育情報班）、納入予定の各自治体及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 設定のタイミングで、最新のセキュリティパッチ適用との予防保守を実施すること。
- (3) 各自治体の依頼に応じて、学校が解決困難なトラブルなどに対して、依頼がある場合はMDM設定等の支援を行うこと。
- (4) 今回の導入端末のセキュリティインシデントについても、各自治体の相談にできる限り応じること。
- (5) 運用課題や問題点等に対する改善策があれば助言をすること。
- (6) 導入、構築を請け負った範囲に関して、障害が発生した場合は、必要に応じMDM設定等を実施すること。
- (7) 導入機器およびMDM設計にかかわる障害発生時は、受託業者の責任として、導入の各自治体や学校現場の教職員への負担をかけずに最後まで対応すること。なお、

障害対応結果は、書面にて報告書を導入した各自治体に提出すること。

- (1) 対応時間は開校日の 8 時 30 分～17 時 00 分とする。(時間については、別途各自治体と協議を行うこと)
- (8) 受託事業者は、各自治体に対し、次期更新時に必要なデータ及び情報を全て引き渡すこと。引き渡すデータについては、各自治体担当者と協議すること。
- (9) 納入機器については次期入替えまで修理対応を行うこと。
※無償での対応を希望するものではなく、修理費用・出張旅費は納入自治体との協議とする。

3 会議・打合せ等への出席について

導入自治体の依頼に応じて、障害報告や事後対策会議等の打合せに参加すること。また導入自治体が必要と判断した会議・打合せについても参加すること。この、会議費や出張旅費は請求しないこと。

IV その他の要件

1 導入要件全般

本事業で取り扱う情報資産の機密性・完全性・可用性を確保すること。

2 配送・設置・接続

機器の設置に関しては、採択後に、関係部署を交えた協議を実施し詳細を決定するものとする。

3 参加資格 実施要領のとおり

4 調達台数

- ・ 本入札に伴う契約は、本共同調達の対象自治体とおこなうこと。なお、当該自治体の議会において議決を得たときに、本契約としての効力を生ずるものとし、予算が否決された場合は、契約行為について効力は発生しないものとする。
- ・ 台数については、令和 7 年 10 月 1 日現在の見込数量であるため変動することが予想されます。
- ・ 業者決定後は、契約は教育委員会毎に契約することとする。また、事前に確認した上で納品すること。
- ・ 契約時の台数の増減に対して、本事業で決定した内容を同じ単価で対応すること。
- ・ 変更になる場合は、兵庫県教育の情報化推進協議会事務局、納入予定の自治体及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。

V 提出物

1 提出項目(企画提案時) 実施要領のとおり

(様式 8)「企画提案書チェックシート」に示す項目に沿った企画提案書を提出すること。ただし、(様式 8) 関係書類、(様式 9) 他自治体における導入実績報告書は、企画提案書とは別に提出すること。

2 納入後の提出物

- (1) 導入したハードウェア及びソフトウェアの一覧
- (2) ハードウェアの設置先及び製品型番・製造（シリアル）番号のリスト
- (3) ソフトウェアのパッケージ又はライセンス(学校には置かないこと)
- (4) 設計情報(完成図書)
- (5) ソフトウェア等の操作マニュアル
※ソフトウェア操作マニュアルは児童生徒用も含め作成すること
- (6) 連絡体制図
- (7) サポート体制図

VI その他

I 審査の方法等

審査の方法は、企画提案書、プレゼンテーションの内容に価格を加え総合的に行う。
なお、プレゼンテーション開催の日時・場所等の詳細は別途通知する。

別表 調達台数等一覧表

	自治体名	納品期限		整備台数(台) (予備機除く)	予備機(台)	既存MDM	MDM	初期設定作業	配送作業	支払区分
		令和8年	8月 末							
1	相生市	令和8年	8月 末	1,817	103	Chrome Education Upgrade	Google GIGA License	○	○	購入
2	赤穂市	令和8年	7月 末	2,956	443	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
3	小野市	令和8年	8月 末	3,606	125	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
4	丹波篠山市	令和8年	8月 末	2,722	409	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
5	加東市	令和8年	8月 末	1,221	29	Chrome Education Upgrade		○	○	購入
計				12,322	1,109					